

大 個 審 第 6 号  
( 答 申 第 5 9 号 )  
平成 1 6 年 6 月 1 0 日

大阪府教育委員会 様

大阪府個人情報保護審議会  
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成 1 6 年 3 月 5 日付け教委職人第 2 2 1 2 号で諮問のありました「インターネットによる公立学校講師登録の申込」に係る大阪府個人情報保護条例第 8 条第 3 項に規定する通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の実施機関以外への提供禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

なお、本答申は、諮問資料の「電子申請導入後」に係るものであって、「将来システム導入後」におけるオンライン提供については、改めて諮問されるよう申し添えます。

記

- 1 講師登録を希望する本人に対し、当該本人の個人情報が必要に応じて市町村教育委員会へ提供されることなど実施機関における当該本人の個人情報の取扱いについてあらかじめ知らせ、同意を得ること。
- 2 講師希望者登録申込書（以下「申込書」という。）は、教職員室及び教育事務所において厳正に管理し、原則として、その写しを市町村教育委員会職員又は府立学校長等に交付しないこと。例外として申込書の写しを交付する場合は、その必要性を明確にし、交付に係る講師希望者の氏名、交付日、交付先及び交付理由に関する実績を確実に記録するとともに、交付先に対し、当該写しの適正な取扱いを徹底するよう求めること。
- 3 本件における個人情報のオンライン提供に当たっては、当該個人情報の慎重な取扱いに留意するとともに、当該個人情報本人以外に漏れることのないよう、システムのセキュリティの確保等に努めること。
- 4 ID 番号の本人付与に当たっては、本人に対し、第三者付与の禁止を徹底すること。
- 5 本人から、本件提供に係る個人情報について、削除、修正の求めがあったときは、速やかに対応すること。